

高知県中山間地域活性化資金取扱要綱

第1 目的

この要綱は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発展を図るため、中山間地域において生産される農林畜水産物（以下「中山間地域農林畜水産物」という。）の加工の増進及び流通の合理化、中山間地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用の促進並びに中山間地域における農林漁業の担い手の生活環境の整備に必要な資金であって、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付けるものに対し県が行う利子補給等の取扱いにつき、高知県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年高知県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとし、もって中山間地域の農林漁業の総合的な振興を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

第2 定義

1 この要綱において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

2 この要綱において「中山間地域活性化資金」とは、中山間地域の活性化を図るため、この要綱の第3の規定に基づき融通される資金をいい、その資金の種類及び用途は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、製造、加工若しくは販売のための施設の高度化又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の品質の維持改善（以下「施設の高度化等」という。）に必要な施設の整備が行われることにより、中山間地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、中山間地域の農林漁業の振興に資するものについて、施設の高度化等に

必要な施設の整備に必要な長期かつ低利の資金

(2) 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設（観光農園施設、観光牧場施設、森林レクリエーション施設、観光漁業施設、海浜等環境活用施設、遊漁船等利用施設、昆虫等養繁殖施設、自然景観保全施設、農林水産物直売施設、特産民芸品加工施設、屋内外調理施設、民宿施設、農林漁業資料展示施設、自然生態観察施設、総合案内所、駐車場、便所、更衣施設、休養施設、管理施設、ごみ焼却施設及びこれらに準ずる施設をいう。）であって、農林漁業の振興に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

(3) 生活環境施設整備資金

中山間地域における生活環境の改善に必要な施設（農山漁村情報処理・通信施設、農山漁村給排水施設、研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、ガス供給施設、休養施設、廃棄物処理施設、融雪・除雪施設、農林漁業者健康増進施設、生活安全保護施設、集落道、地域交流施設、老人福祉施設、有料老人ホーム及びこれに準ずる施設をいう。）であって、農林漁業者の定住化に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

第3 中山間地域活性化資金の貸付条件

1 貸付対象者

中山間地域活性化資金の貸付対象者は、次に掲げるものとする。ただし、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものと認めるときを除く。

(1) 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業を営む者

(2) 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設を設置する者

(3) 生活環境施設整備資金

農林漁業者若しくはその組織する団体又はこれらの者若しくは地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している団体（以下「第3セクター」という。）であって、中山間地域における生活環境の改善に必要な施設を設置するもの

2 融資機関

中山間地域活性化資金の融資機関（以下「融資機関」という）は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合連合会
- (3) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (4) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会
- (5) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (6) 銀行、信用金庫及び信用組合

3 貸付条件

- (1) 貸付金の限度
融資率 80パーセント
- (2) 償還期限

資金の種類	償還期限（うち据置き期間）
加工流通施設整備資金	15年以内（3年以内）
保健機能増進施設整備資金	15年以内（3年以内）
生活環境施設整備資金	25年以内（8年以内）

- (3) 貸付利率
中山間地域活性化資金の貸付利率は、知事が別途定める利率とする。

第4 中山間地域活性化資金の借入手続

中山間地域活性化資金の借入手続は、次により行うこととする。

- 1 借入希望者は、別記第1号様式による中山間地域活性化資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）に別記第3号様式、第4号様式又は第5号様式による事業計画書及び見積書等関係書類を添付して融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関は、3の事項につき、必要に応じ、農業協同組合、漁業協同組合等関係農林漁業団体の意見を求めたうえ、別記第2号様式による利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（写し）及び事業計画書（写し）を添付して県に提出する。
- 3 県は、次の事項を十分勘案のうえ内容を審査し、利子補給の諾否の決定を行い、融資機関にその旨を通知する。
 - (1) 加工流通施設整備資金
資金の貸付に係る事業計画がア、イ及びウに該当するものであること。
ア 借入申込者が中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること。

イ 借入申込者が次のいずれかに該当していること。ただし、下記基準に該当しない場合であっても、施設の高度化等を行うことにより、中山間地域農林畜水産物の契約生産面積、契約農林漁業者数又は契約農林漁業者の販売収入等の増加が相当程度見込まれ、中山間地域の農林漁業の振興に特に資するものと認められるときは、下記に準じて取り扱うことができる。

(ア) 借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を従前から取り扱っている場合は、施設の高度化等を行うことにより、当該中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20パーセント以上増加することが確実に認められること。

(イ) 借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者との1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等により、当該中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の使用量又は販売量が最初の使用又は販売後5年以内に概ね20パーセント以上増加することが確実に認められること。

ウ 当該事業計画が中山間地域の農林漁業の現状、今後の見通し等から見て、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであり、国、県の生産対策等と調和のとれたものであること。

(2) 保健機能増進施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画がア及びイに該当するものであること。

ア 借入申込者が、自ら農林漁業者、その組織する団体若しくは第3セクターであるか又はこれらの者と農林漁業資源の利用契約等を締結している者であることにより、中山間地域の農林漁業資源の総合的利用が図られると見込まれること。

イ 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和のとれたものであること。

(3) 生活環境施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画がア及びイに該当するものであること。

ア 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和のとれたものであること。

イ 借入申込者が第3セクターの場合には、当該第3セクターの償還計画、償還財源及び生活環境施設の管理、運営方法が妥当なもので見込まれること。この場合において、当該貸付対象となる生活環境施設は、最終的に地方公共団体に移管することを想定するものではないこと。

4 融資機関は、この決定に基づき、貸付けの決定を行い、貸付けを実行したときは、その旨を県に通知する。

第5 中山間地域活性化資金利子補給契約

融資機関は、中山間地域活性化資金として融資をすることにより、県から当該融資に対する利子補給を受けようとする場合は、規則第3条に定めるところにより利子補給の契約を別記第6号様式による利子補給契約書(以下「契約書」

という。)によって締結しなければならない。この場合県においては、中山間地域活性化資金の融資対象者、融資対象事業の性格及び規模並びに融資機関の貸付体制、貸付条件及び取引実績を勘案のうえ、契約の相手方となる融資機関を選定するものとする。

第6 中山間地域活性化資金の利子補給金の支払

- 1 県は、規則及び融資機関との契約書に基づき、当該融資機関に対し、中山間地域活性化資金利子補給金を支払う。
- 2 県は、利子補給金の交付に当たっては、融資機関から提出される別記第7号様式による中山間地域活性化資金利子補給金交付請求書及び別記第8号様式による中山間地域活性化資金利子補給金計算書に基づき決定するものとする。
- 3 前項の交付請求書は、毎年1月1日から6月30日までの期間（上期分）については7月31日、7月1日から12月31日までの期間（下期分）については2月15日までに提出するものとする。

第7 中山間地域活性化資金の調査

県は、中山間地域活性化資金の適正な運用を確保するため、規則第7条並びに契約書第14条の規定に基づき、中山間地域活性化資金の承認を受けて実施しようとする事業若しくは実施した事業又は当該融資機関の債権管理の状況等について調査することができる。

第8 指導勧告又は利子補給の打ち切り

県は、第7の調査の結果必要と認める場合は、次の処置を講ずるものとする。

- 1 承認前調査において事業計画が不備なものについては、事業計画の指導又は再検討を勧告する。
- 2 貸付け後調査において、国の法令又は県の要綱等に違反していると認められるものについては、繰上げ償還の勧告又は利子補給の打ち切りを行うほか、既に県から交付を受けた利子補給金の一部又は全部の返還を命ずることができる。
- 3 融資機関の債権管理の状況等の調査において、債権管理及び貸付金の経理等が不相当であると認められる場合は、当該融資機関に対し改善指導をするとともに必要な措置を取るべき旨を勧告する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。